

岩手県監査委員告示第22号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和5年岩手県監査委員告示第31号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年5月10日

岩手県監査委員 五日市 王  
 岩手県監査委員 川村 伸 浩  
 岩手県監査委員 五味 克 仁  
 岩手県監査委員 中野 玲 子

1 (1) 監査対象機関名 県北広域振興局経営企画部

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和5年6月1日から同月2日まで

イ 本監査実施日 令和5年7月27日

(3) 監査結果の公表の日 令和5年8月25日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
物品の管理に当たり、備品管理一覧表等を整理していないものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。	<p>備品管理一覧表にありながら、所在不明であつたパソコン4台について、あらためて確認したところ、存在しないことが判明した。</p> <p>現在、当該パソコン以外の全ての備品についても確認を進めており、その後、今回のパソコン4台を含め、所定の手続により備品管理一覧表からの削除等整理を行うこととする。</p> <p>今後は、毎年度6月の新しい備品管理一覧表の出力後に、担当と総括など複数の目による一覧と現物のチェックを行い、再発防止を図る。また、新規購入した備品についても、複数でのチェックを行い、納入後速やかに備品出納受入登録を行う。</p>

2 (1) 監査対象機関名 県北広域振興局農政部

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和5年5月24日から同月25日まで

イ 本監査実施日 令和5年7月26日

(3) 監査結果の公表の日 令和5年8月25日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
種雄牛払下代金の徴収に当たり、通知した納期限が不適当なものが4件、1,089,531円あつたので、適正な事務の執行に努められたい。	<p>今次指摘のあつた納期限について、会計規則に定められている内容（送付の日から15日以内）の遵守を部室内で共有した。</p> <p>今後は、総括主査及び担当課長のダブルチェックを行い、執務に必要な基礎知識、会計事務に関する制度について</p>

部内研修を実施することで、再発防止に努めることとした。  
。

3(1) 監査対象機関名 大船渡農業改良普及センター

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和5年5月30日から同月31日まで

イ 本監査実施日 令和5年7月26日

(3) 監査結果の公表の日 令和5年8月25日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
ソフトウェア購入費用の支出に当たり、使用料及び賃借料で支出すべきところ需用費で支出しているものが1件、88,231円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	今次指摘のあった支出事務について、所属内で共有の上、その他の支出について、適正な支出となっていることを確認した。 今後は、内部統制の会計事務自己点検の項目に当該内容を追加し、また物品購入や利用契約を行う際には、仕様を詳細に確認の上、伺い内に関係規程等を記載し、決裁過程でのチェック機能が働きやすくすることで、再発防止に努めることとした。